

厚生保健委員会

健康福祉部高齢者福祉課  
介護保険課

はままつ友愛の高齢者プラン策定骨子案について

1 策定の趣旨

「はままつ友愛の高齢者プラン」は、高齢者に関する各種の保健福祉事業や平成12年度にスタートした介護保険制度の円滑な実施を図るための総合的な計画として、「浜松市高齢者保健福祉計画」と「浜松市介護保険事業計画」を一体的に策定した総称です。

総称	計画名称	根拠法令等	内容	審議機関
はままつ 友愛の 高齢者プラン	第9次 高齢者保健 福祉計画	老人福祉法第20条の 8の規定に基づく高齢 者福祉計画	高齢者保健福祉事業の サービス量や整備量を定 め、その確保策を示すも の	社会福祉 審議会 高齢者福祉 専門分科会
	第8期 介護保険 事業計画	介護保険法第117条 第1項の規定に基づ く計画	・介護保険サービスの供 給量や確保策を定める 計画 ・3年を1期としており、 これを基に第1号被保 険者の保険料を算出	介護保険 運営協議会

2 計画の期間

現計画 平成30年度～令和2年度 ⇒ 次期計画 令和3年度～令和5年度

H12 (2000)	...	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	...	R7 (2025)	...	R22 (2040)
		第8次 高齢者保健福祉計画 第7期 介護保険事業計画			第9次 高齢者保健福祉計画 第8期 介護保険事業計画						
					団塊の世代が75歳以上となる2025年及び 総人口・現役世代人口が減少する2040年を見据えた計画						

3 骨子案 別添 資料1 のとおり

#### 4 策定スケジュール

日程	内 容
5月11日	<b>市議会厚生保健委員会</b> <b>【報告】実態調査の結果</b>
6月26日	第1回社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 <b>【審議】策定スケジュール、実態調査結果の報告</b>
7月3日	第1回介護保険運営協議会 <b>【審議】策定スケジュール、実態調査結果の報告</b>
8月28日	第2回社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 <b>【審議】骨子案</b>
9月4日	第2回介護保険運営協議会 <b>【審議】骨子案</b>
<b>9月9日</b>	<b>市議会厚生保健委員会</b> <b>【報告】骨子案</b>
9月25日	第3回社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 <b>【審議】プラン（素案）（サービス量含む）</b>
10月2日	第3回介護保険運営協議会 <b>【審議】プラン（素案）（サービス量含む）</b>
10月23日	第4回社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 <b>【審議】プラン（案）、パブリック・コメント実施</b>
11月	第4回介護保険運営協議会 <b>【審議】プラン（案）、パブリック・コメント実施</b> <b>市議会厚生保健委員会</b> <b>【報告】プラン（案）、パブリック・コメント実施</b>
11月中旬～ 12月中旬	パブリック・コメント実施
1月	第5回社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 <b>【報告】パブリック・コメントの実施結果</b> <b>【審議】プラン(修正案)</b> 第5回介護保険運営協議会 <b>【報告】パブリック・コメントの実施結果</b> <b>【審議】プラン(修正案)、給付費と保険料設定</b>
2月	<b>市議会厚生保健委員会</b> <b>【報告】プラン(修正案)（保険料案含む）</b> パブリック・コメント結果の公表
3月	プラン決定（報告書完成・配布）

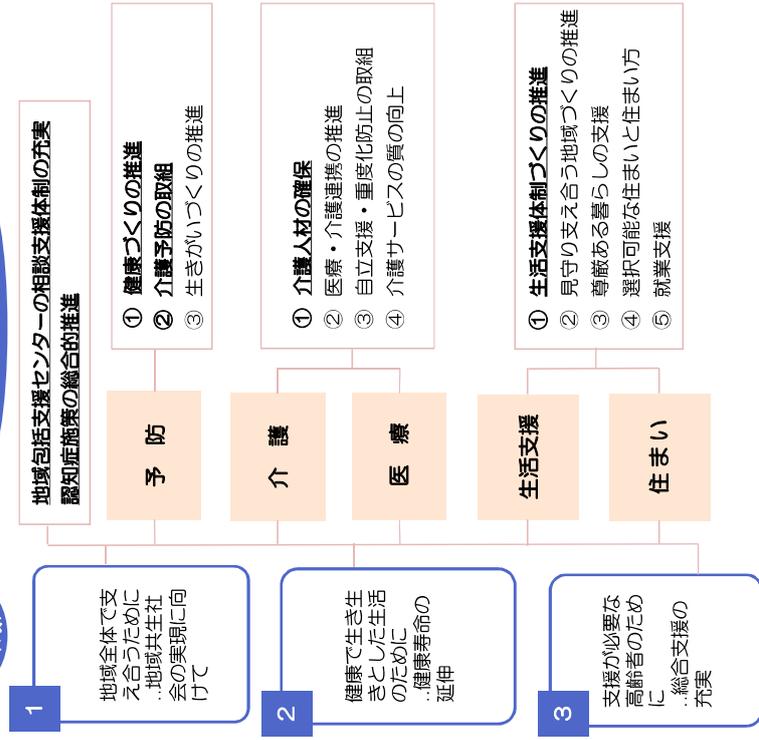
平成30～令和2年度  
現計画の骨子

基本  
理念

地域で共に支え合い 安心していきいきと暮らすことのできるまち 浜松  
～地域包括ケアシステムの深化・推進～

基本  
目標

施策展開



▶ 次期計画策定の視点

- 団塊世代が75歳以上となる2025年及び総人口・現役世代人口が減少する2040年を見据えて、地域包括ケアシステムの深化・推進を目指した現計画との継続性を重視することにより、地域共生社会の実現を目指す。
- 次期介護保険制度改正の内容及び県方針(案)や、前年度に実施した高齢者実態調査結果を踏まえた内容となるよう検討した。

令和3～5年度  
次期計画の骨子(案)

基本  
理念

地域で共に支え合い 安心していきいきと暮らすことのできるまち 浜松  
～地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進～

基本  
目標

施策展開



▶ 次期計画体系の変更点

- 地域包括ケアシステムの深化・推進が地域共生社会の実現に発展していくことを意識し、まずは「予防」、次に「医療」「介護」、それらを取り巻く「生活支援」「住まい」の5つの構成要素につなげていくよう施策を展開する。
- 施策展開は県方針をもとに再構成し、6つの重点施策を設定した。
- 近年の災害発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、施策展開に関連する位置付けとしてこれらへ備えるための体制整備について表記している。

## 6つの重点施策

今後の高齢者人口の増加、高齢者を取り巻く状況や国の方針などを踏まえ、このプランの基本理念と目標を実現するため、重点的に取り組む施策を「重点施策」として位置づけ、計画的に推進します。なお、施策展開における視点として、近年の災害発生状況や感染症の流行を踏まえ、これらへ備えるための体制整備を行います。

No.	施策	方向性	具体的な内容
1	健康寿命の延伸 (自立支援、介護予防・ 重度化防止)	高齢者が住み慣れた地域で、いきいきとした生活を送れるよう、介護予防の必要性を認識し、自分自身ができること、したいことを大切にしながら取り組める活動を支援します。	(1) 通いの場としてのロコモーショントレーニング事業の推進 (2) 自立支援・重度化防止に特化した地域リハビリテーション支援事業の推進 (3) 健康寿命延伸に向けたフレイル予防等の知識の普及啓発 (4) 要介護度の改善につながる取組の推進
2	在宅医療・介護連携の推進	高齢者ができる限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護の一体的な提供体制を推進します。	(1) 在宅医療・介護連携推進事業の推進 (2) ACPの普及啓発 (3) 在宅医療・介護連携相談センター(在宅連携センターつむぎ)の運営
3	認知症施策の総合的推進	予防をはじめ、認知症になってもできる限り地域のよい環境で、自分らしく暮らし続けていけるよう、地域の見守り体制や専門機関による相談体制を充実させるとともに、医療と介護の連携を強化し、包括的に支援します。	(1) 認知症に対する正しい知識の普及啓発 (2) 認知症の本人・家族への支援 (3) 認知症の早期発見・早期対応 (4) 認知症疾患医療センターの運営支援
4	介護サービスの充実・質の向上	安心して介護サービスが利用できるよう、介護施設の整備及びサービスの質の向上を図ります。	(1) 特別養護老人ホーム改築への支援 (2) 施設整備の推進 (3) 介護事業所の育成・支援の推進 (4) 介護給付等の適正化
5	サービス提供人材確保・育成	介護サービスや、総合事業及びインフォーマルサービスを担う人材の確保・育成に向けた取り組みを実施します。	(1) 多様な人材の確保・育成の支援 (2) 離職防止・定着促進・生産性向上の推進 (3) 外国人人材の受け入れ環境の整備 (4) 介護職の魅力向上の取組 (5) 中山間地域介護サービス事業の推進
6	地域共生社会の実現に向けた事業の推進	高齢化の進展に伴う高齢者支援の多様化に対応できるよう、地域で支え合う体制づくりを推進するとともに、多機関多職種が連携協働して支援できる体制づくりを目指します。	(1) 各分野の関係機関との連携協働による地域包括支援センターの課題解決力の強化 (2) 生活支援体制づくり協議体等を通じた地域への生活支援サービスの創出・継続への支援 (3) 多機関の協働による包括的相談支援体制の構築

### 施策展開における視点

災害や感染症対策に係る体制整備	災害や感染症発生時でも、サービス提供を継続できる体制を整備するため、平時からの事前準備を行います。	(1) 高齢者施設や介護施設に対する施設整備補助の実施 (2) 災害時における連携体制の構築 (3) 感染症を含めた災害対応マニュアルの見直し
-----------------	---	---

## 具体的な内容詳細

### 重点施策No.1

- ・後期高齢者医療制度における医療費の3割が生活習慣病とフレイルに起因している。フレイル予防の啓発を行うことにより高齢者が健康状態に関心を持ち、フレイル予防の重要性について浸透を図る。
- ・自立支援の視点を重視するため、リハビリ専門職から必要な対象者に対して、専門的な助言や支援が受けられる体制づくりを行い、地域リハビリテーション活動支援事業を、より自立支援・重度化防止に特化した事業として、虚弱者を対象者の中心として実施していく。

### 重点施策No.2

- ・在宅医療・介護連携事業は、国の方針で示された8つの事業項目をもとに取り組みを実施する。特に医療・介護・福祉の専門職を支える相談窓口として、在宅医療・介護連携相談センターの運営を継続して行う。
- ・実態調査結果より、高齢者一般の約半数が自宅で介護を受けたいと思っているが、人生の最終段階における医療やケアの希望を家族と共有したことがあるのは1割にも満たない状況であった。人生の最期を希望する形で迎えることができるよう、引き続きACPの普及啓発を推進していく。

### 重点施策No.3

- ・実態調査結果より、認知症に関する高齢者の関心は高い一方で、相談窓口やオレンジシール・メール等の施策の認知度は低い状況。施策は、国の「認知症施策推進大綱」に沿って推進していく。認知症疾患医療センターの運営支援を行うことで、専門機関による相談体制を充実させる他、認知症サポーター養成講座等を実施し、認知症に対する正しい知識の普及啓発に努める。
- ・認知症になっても安心して地域で暮らせるよう、本人・家族の居場所や相談先となる認知症カフェの運営支援の他、地域での見守りや本人・家族のニーズを支援に繋ぐ体制としてのチームオレンジ設置の推進を図る。

### 重点施策No.4

- ・要介護認定者数の推計や地域の状況等を踏まえて、施設整備計画の検討を行う。
- ・介護サービスの質の向上は、利用者の自立と尊厳のある暮らしを支えるものであり、研修や実地指導の機会を捉え、介護事業所の育成・支援を図る。
- ・介護支援専門員、介護サービス事業者間の連携及び研修会等の開催により介護サービスの質を確保するとともにケアプランの内容の点検や事業者の請求内容の確認等を通じて、適正なサービスの利用を促していく。

### 重点施策No.5

- ・ボランティア団体やNPO法人などの多様な主体による生活支援・介護予防サービスの提供体制が構築されるよう、住民主体サービス提供予定の団体等を対象とした生活支援ボランティア養成講座を開催する。
- ・2025年・2040年を見据え、必要となる介護人材確保に向けた総合的な取組を推進するため、介護資格の取得費用助成や市内の介護サービス事業所に就職した者に対する奨学金返済額の一部助成などを実施していく。

### 重点施策No.6

- ・高齢者だけでなく、家族全体への支援が必要なケース（8050問題など）の顕在化により、高齢者を支える様々な相談機関や関係者と連携協働を図りながら、地域包括支援センターの課題解決力強化を図る。
- ・生活支援サービスの創出・継続への支援により地域力の向上を図る。
- ・第4次浜松市地域福祉計画におけるリーディングプロジェクトである「多機関の協働による包括的相談支援体制の構築」のため、本市においては、どの機関でもワンストップで相談を受け、その後それぞれの相談機関が連動する体制を目指す。

### 施策展開における視点（災害や感染症対策に係る体制整備）

- ・近年の災害発生状況等を踏まえ、防災・減災対策を推進するため国や県からの施設整備に対する補助金を最大限活用していく。
- ・行政を含め、関係機関同士の連携体制を協定締結等により構築するとともに、マニュアルを整備することにより、災害や感染症発生に備える。